

# 山梨県立身延高等学校PTA会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、山梨県立身延高等学校保護者と教師の会（P T A）と称し、事務局を山梨県立身延高等学校内に置く。

第 2 条 本会は、家庭と学校が協力し合い、本校生徒の教育活動を支援することによって、本校の教育目標の達成に努めることを目的とする。

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 生徒の教育に必要な懇談会、研究会などの諸会合
- (2) 円滑な教育活動を実践するための協力と援助
- (3) 会員の親睦と理解を深めるための事業
- (4) 生徒の地域社会における諸活動に対する指導
- (5) その他、本会の目的を遂行するために必要な事業

第 4 条 本会の会員は、本校生徒の保護者と本校職員とする。

## 第 2 章 構 成

第 5 条 本会の構成は次のとおりとする。

- (1) 学校 P T A 本校の全生徒の保護者と本校の全職員で構成する。
- (2) 年次 P T A 当該年次の生徒の保護者とその年次に所属する職員で構成する。
- (3) 学級 P T A 当該学級の生徒の保護者と学級担任で構成する。
- (4) P T A 理事会 各クラスの理事と P T A 役員とで構成する。
- (5) P T A 生活委員会 生徒の日常生活に関する事項を協議するために設置する。
- (6) P T A 活性化委員会 P T A 活動の活性化に関する事項を協議、実践するために設置する。

## 第 3 章 役 員

第 6 条 本会には次の役員を置く。

- |              |          |                 |          |     |
|--------------|----------|-----------------|----------|-----|
| (1) 学校 P T A | 名誉会長（校長） | 1 名             | 会長       | 1 名 |
|              | 副会長      | 5 名（内 2 名以上は女性） |          |     |
|              | 監事       | 3 名             |          |     |
|              | 事務局長（教頭） | 1 名             | 出納員（事務長） | 1 名 |
| (2) 年次 P T A | 年次部会長    | 1 名             |          |     |
|              | 年次副部会長   | 4 名（内 1 名は年次主任） |          |     |
|              | 監事       | 2 名             |          |     |
| (3) 学級 P T A | 理事       | 5 名（内 1 名は担任）   |          |     |

第 7 条 役員構成及び任務は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は会務を総覧する。
- (2) 会長は会務を総括するとともに、P T A 理事会、P T A 総会の議長を務める。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理を務める。
- (4) 理事は P T A 理事会並びに年次 P T A 理事会を構成し、決議に参画し、全校並びに年次 P T A の企画運営にあたる。
- (5) 監事は P T A 会費の監査にあたる。
- (6) P T A 役員は P T A 役員会を構成し、全校 P T A 事業の企画運営にあたる。
- (7) 学級理事は学級 P T A 理事会を構成し、学級 P T A 事業の企画運営にあたる。

第 8 条 役員選出は次のとおりとする。

学校 P T A 役員

- (1) 名誉会長は校長があたる。
- (2) 会長は P T A 理事会において選出し、P T A 総会の承認を経て決定する。
- (3) 副会長は各年次部会長と会長の推薦する女性 2 名の計 5 名とする。
- (4) 学校監事は各年次部会監事の中から 1 名ずつ選出し、P T A 総会の承認を経て決定する。

(5) 事務局長は教頭があたる。

(6) 出納員は事務長があたる。

#### 年次 P T A 役員

(1) 部会長、副部会長は年次の理事の互選とし、年次 P T A 部会総会の承認を経て決定する。なお、正副部会長のうち一人以上は女性とする。また、当該年次主任は副部会長に加わり、年次事務全般を担当し、年次会員並びに年次理事間の連絡と調整にあたる。

(2) 監事は、部会員中から選出し、部会総会の承認を経て決定する。なお、うち一人は学校監事も兼ねるものとする。

#### 学級 P T A 理事

(1) 学級理事は 5 名（うち 1 名は学級担任）とする。ただし、原則として、旧富沢、旧南部、旧身延、早川・旧中富・旧下部・その他の 4 地区を配慮して選出する。

(2) 学級理事長は学級理事の互選とし、生活委員を兼ねる。

(3) 学級担任は、学級事務全般を担当し、学級会員間の連絡と調整にあたる。

(4) 各学級の理事が P T A 理事会並びに学年 P T A 理事会を構成する。

(5) 活性化委員は学級理事の生活委員（兼学級理事長）以外の 3 名の理事で構成する。

第 9 条 役員の任期は 1 か年とする。ただし、再選を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を経て決定する。

## 第 4 章 会 議

第 11 条 会議は、総会、理事会、役員会及び委員会とする。

(1) P T A 総会は毎年 1 回これを開き、会務の報告、決算の承認、役員会の承認、予算および事業計画の決定、会則の変更、その他必要な事項を決定する。

(2) P T A 総会並びに P T A 役員会は会長が必要と認めたとき、または P T A 理事会の要求があったとき、臨時にこれを開くことができる。

(3) P T A 理事会は会長が、年次 P T A 理事会は年次部会長がそれぞれ必要に応じて招集する。

(4) 年次 P T A 部会総会は毎年 1 回これを開き、庶務報告、決算の承認、役員会の承認、予算および事業計画の決定、その他必要な事項を決定する。

(5) 学級理事会は必要に応じて学級理事長が招集する。

第 12 条 会議の決定は出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決める。但し、原則として、議決への参加は生徒 1 名につき保護者 1 名とする。

#### 会 議 の 名 称

1 P T A 総会

2 P T A 役員会

3 P T A 理事会

4 P T A 生活委員会

5 P T A 活性化委員会

6 年次 P T A 部会総会

7 年次 P T A 理事会

8 学級 P T A 理事会

9 学級 P T A

## 第 5 章 事 務 局

第 13 条 学校 P T A の事務の執行に関しては、事務局を設け、その運営については別に規程を定める。

## 第 6 章 会 計

第14条 本会の経費は、会員の会費および事業益金、寄付金等による。ただし、会員中特別の理由ある者については、理事会の承認を経て会費の徴収を減免することができる。

第15条 本会の決算および学年部会の決算は、監事の監査を受け、それぞれの総会の承認を得なければならない。

第16条 本会の会計に係る事務取扱規則は別に定める。

第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 そ の 他

第18条 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護方針により別に定める。

### 附 則

1 本会会員ならびに生徒に対する慶弔内規は別にこれを定める。

2 本会則は平成13年4月25日より施行する。

3 本会則は平成14年4月24日に一部改定、平成15年度より施行する。

4 本会則は平成19年4月28日に一部改定、平成19年度より施行する。

5 本会則は平成21年4月29日に一部改定、平成21年度より施行する。

6 本会則は平成23年4月29日に一部改定、平成23年度より施行する。

7 本会則は平成26年4月27日に一部改定、平成26年度より施行する。

8 本会則は平成30年4月28日に一部改定、平成30年度より施行する。

## 山梨県立身延高等学校 P T A 個人情報保護方針

山梨県立身延高等学校 P T A は、身延高等学校の教育活動の充実・支援を目的として会員の個人情報を取り扱っておりますが、個人情報の安全・確実な管理は本会に課せられた社会的使命であると認識し、以下の方針を定め、個人情報の保護に努めます。

### 1 個人情報の収集・利用について

P T A は、個人情報の収集・利用に際して利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。

### 2 個人情報の適正な管理について

P T A は、個人情報の適正な管理のために本方針に基づく細則等を定め、これを踏まえて必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

### 3 個人情報の第三者への提供について

P T A は、業務を委託する場合、法令の定めにより必要とされる場合及びその他の正当な理由がある場合を除いて、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

### 4 訂正・利用停止請求について

P T A は、本人から申出があった場合は、所定の手続の上で個人情報の訂正・利用停止等の請求に応じます。

### 5 法令等の遵守について

P T A は、個人情報の保護に関連する法令等を遵守します。

## 山梨県立身延高等学校 P T A 個人情報に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、P T Aがその業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関しP T Aの個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守りP T Aの業務の健全な運営をはかることを目的とする。

### (個人情報の定義)

第2条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述により当該本人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

### (個人情報収集の原則)

第3条 P T Aが行う会員の個人情報の収集は、P T Aの事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、P T Aが会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第5条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

### (個人情報利用の原則)

第4条 P T Aによる会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

### (第三者への個人情報提供の制限)

第5条 P T Aは、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) P T Aが業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合。
- (2) 法令により、P T Aが相手方に当該情報を提供することが義務付けられている場合。
- (3) その他の正当な理由がある場合。